

## 倫理規程

### 第一章 総則

#### (総則)

第 1 条 この規程は、調布市少年野球連盟（以下、「連盟」とする。）の行動基準及びコンプライアンス（法令を遵守すること）並びに倫理委員会の取り扱いについて定める。

#### (目的)

第 2 条 この規程は、連盟内の倫理を確立することにより社会の信頼を得ることを目的し、連盟はコンプライアンスを運営の基本方針とする。

### 第二章 行動基準

#### (連盟役員・チーム指導者等の責務)

第 3 条 連盟役員及びチーム指導者は、次条以下の行動基準を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

#### (行動の原則)

第 4 条 連盟は、活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

第 5 条 連盟は、政治、行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

#### (環境問題への取り組み)

第 6 条 連盟は、環境問題の重要性を認識し、自然環境の維持のためのクリーン作戦に参加するなど環境問題に積極的に取り組む。

#### (人格・人権の尊重)

第 7 条 連盟は、連盟を構成する役員、指導者、選手等の一人ひとりの人格・人権を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分等による不当な差別は行わない。

#### (地域との交流)

第 8 条 連盟は、良きボランティア団体として、地域社会との交流を深め、地域の活動への参加等により、地域貢献に努める。

#### (反社会勢力との関係)

第 9 条 連盟は、社会の秩序や連盟の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取る。

#### (行動基準違反への対応)

第 10 条 連盟は、この行動基準に違反する重大な事案が生じたときは、会長を先頭にして連盟を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努める。

2 連盟は、生じた事案について、連盟内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3 連盟は、会長を含め、連盟関係者を厳正に処分する。

### 第三章 コンプライアンス

(連盟の義務)

第11条 連盟の構成員は、連盟の基本方針を踏まえ、法律を誠実に遵守して業務を遂行しなければならない。

(連盟役員、チーム指導者の禁止事項)

第12条 連盟役員、チーム指導者は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法律に違反する行為をすること
- (2) 連盟内の法律違反行為を黙認すること

(通報の義務)

第13条 連盟役員、チーム指導者は、他の役員、チーム指導者の法律違反行為を知ったときは、速やかに会長に通報しなければならない。

2 会長への通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。

3 会長への通報は、匿名でも差し支えないものとする。

4 通報者に対する報復行為は、これを禁止するものとする。

(事実関係の調査)

第14条 会長は、連盟役員、チーム指導者等から法律違反の通報があったときは、速やかに事実関係を調査する。なお、調査にあたっては倫理委員会と共同で行うことができる。

2 会長は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

3 事実関係の調査は、公正かつ客観的に行わなければならない。

(倫理委員会への報告)

第15条 会長は、事実関係の調査結果を倫理委員会に報告する。なお、倫理委員会については、第四章にて定める。

(処分)

第16条 会長は、法律違反行為又は暴力行為をした連盟役員、チーム指導者、審判部員を処分に付する。

(免責の制限)

(行動のセルフチェック)

第17条 連盟役員、チーム指導者等は、自らの考えや行動が法律と社会的良識に沿ったものであるかどうかを、自ら常にチェックしなければならない。

### 第四章 倫理委員会

(委員会の目的)

第18条 連盟は、法律を遵守する公正で誠実な活動を実践することを目的として、倫理委

員会（以下「委員会」という）を設置する。

（任務）

第19条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1）連盟役員、チーム指導者、審判部等に対する法律遵守意識の普及、啓発
- （2）通報があった事案の事実関係の確認
- （3）指導中における暴力行為の中止命令
- （4）法律違反及び指導中の暴力行為が発生した原因の究明と再発防止策の検討、実施

（構成）

第20条 委員会は、連盟会長、副会長、理事長、副理事長、総務部長、企画部長、事務局長、審判部長、理事（1名）をもって構成する。

（責務）

第21条 委員は、高い倫理観に基づき、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することが会社にとってきわめて重要であることを厳しく認識し、その任務を誠実に遂行しなければならない。

（委員長）

第22条 委員会の委員長は会長がこれに就くものとし、委員長は委員会の活動を統括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の委員がこれに代わる。

（委員会の開催）

第23条 委員会は、委員長が招集することにより開催し、委員の過半数の出席により成立する。

（事務局）

第24条 委員会の事務局は、理事長（副理事長）が行う。

（議事録の作成）

第25条 委員会を開催したときは、議事録を作成するものとし、その作成は事務局が行う。

（中止命令）

第26条 委員会は、事実関係の調査の結果、法律違反行為等が行われていることを確認したときは、直ちに、その行為を行っているチーム（または個人）に対し、その行為の中止を命令する。

（原因究明・再発防止策の実施）

第27条 委員会は、法律違反行為等が発生した原因を究明し、再発防止策を検討、実施しなければならない。

（委員の任務の停止）

第28条 委員本人が法律違反行為の当事者となったときは、その事案が完全に処理されるまで、委員の任務を停止する。

(倫理・コンプライアンス教育)

第29条 委員会は、倫理意識、コンプライアンス意識の普及啓発をはかるため、必要に応じて倫理教育、コンプライアンス教育を行う。

(附則)

1. この規程は、平成26年2月2日より制定実施する。

